

愛知県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例

平成19年3月20日

条例第9号

(設置)

第1条 愛知県後期高齢者医療広域連合情報公開条例(平成19年広域連合条例第7号。以下「情報公開条例」という。)及び愛知県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例(平成19年広域連合条例第8号。以下「個人情報保護条例」という。)の公正な運用を図るため、愛知県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審査会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 情報公開条例第19条第1項及び個人情報保護条例第43条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議し、その結果を答申すること。
  - (2) 個人情報保護条例第6条第3項第9号及び第4項、第7条第2項第8号、第9条第2項並びに第14条第1項第2号の規定により審査会の意見を聴くこととされた事項に係る諮問に応じ、調査審議し、その結果を答申すること。
  - (3) 特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第7条第4項の規定により意見を聴くとされた事項に係る諮問に応じ、調査審議し、その結果を答申すること。
- 2 審査会は、情報公開制度又は個人情報の保護制度の運営に関する重要な事項について調査審議し、実施機関に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審査会は、委員7人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、学識経験のある者のうちから広域連合長が任命する。

- 2 委員の任期は、2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(審査会の調査審議の手続)

第5条 審査会は、第2条第1項第1号の調査審議を行うため必要があると認めるときは、諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）に対し、情報公開条例第11条各項の決定に係る行政文書（以下「行政文書」という。）又は個人情報保護条例第21条各項、第32条各項若しくは第40条各項の決定に係る保有個人情報（以下「保有個人情報」という。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、第2条第1項第1号の調査審議を行うため必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、行政文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第6条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

3 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（提出資料の閲覧等）

第7条 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書若しくは資料の閲覧（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下

この条において同じ。) にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)又は当該意見書若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

- 2 前項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、当該意見書若しくは当該資料の写し又は当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(調査審査手続の非公開)

第8条 審査会の行う第2条の規定による調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第9条 審査会は、情報公開条例第19条第1項又は個人情報保護条例第43条第1項の規定による諮問に対し答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審査会の組織、運営その他必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第11条 第4条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年2月26日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年2月19日条例第2号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。